

令和4年度 地域消費拡大事業実施に当たっての留意事項

1 提出書類関係

(1) 交付申請書

- ・「2 (3) 補助金申請額」は、『内示された金額』以内の金額になります。
- ・「3 事業期間」については、『商品券の印刷等に係る発注の日』を事業開始日、『回収した商品券の換金及び入金処理等の事務が完了する日』を事業完了日として下さい。
事業完了日については、令和5年2月28日（火）以前の日付として下さい。

(2) その他

- ・やむを得ない事由により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、『事前着手届』(補助金取扱要領 別記第1号様式)を提出する必要があります。
- ・交付申請書等の様式は、京都府のホームページから入手可能です。
(<https://www.pref.kyoto.jp/shogyo/1340358158689.html>)

2 事業実施関係

(1) 商品券の券面に記載が必要な事項

- ・『発行する商店街等の名称、金額、使用期限』
※商品券の使用範囲は京都府内に限ります。

(2) 商品券の発行及び販売管理

- ・事業実施後、実績報告書に『販売実績』及び『回収実績』に係る書面の添付が必要となりますので、しっかりと『商品券の発行及び販売管理』ができる体制等を確保いただく必要があります。
<特に整理が必要な書類>
販売実績：一覧表(任意で可)、入金伝票の写し(通帳・帳簿で可)
回収実績：一覧表(任意で可)、入金伝票の写し(通帳・帳簿で可)

(3) その他

- ・交付決定後に、実施期間及び申請内容に変更がある場合、事前に中小企業総合支援課までご連絡ください。(商業支援係：075-414-4836)
※変更交付申請の手続きが必要となる可能性があります。

3 その他

- 事業実施後、実績報告書については、「事業完了後20日以内」又は「令和5年3月10日（金）」のいずれか早い日までに提出いただく必要があります。